

平成22年度 第2回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. 日 時：平成22年12月27日(月) 10:00～12:00
2. 場 所：本庁舎5階第1委員会室
3. 出席者等：
 - (1) 出席委員：朝日委員、星野委員、島田委員、卜部委員、加々美委員、佐藤委員、平野委員、高野委員、田口委員、松田委員、山口委員、吉田委員、山崎委員、樋口委員（以上14名）
 - (2) 欠席委員：松田委員、深代委員、井ヶ田委員、新美委員、小柳委員、宮下委員（以上6名）
 - (3) 事務局：中山健康福祉部長、福澤児童福祉部長、瀧田健康福祉部副部長兼障害福祉課長、杉寄児童福祉部副部長兼保育課長、新木田児童福祉課長、高橋障害福祉課主幹、濱野障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、藤城自立支援担当主査、鈴木自立支援担当主査、山元自立支援担当主査、関根子育て支援担当主査、小西障害福祉推進係主任、土屋障害福祉推進係主事
4. 傍 聴 者：6名
5. 次 第
 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 4. その他 5. 閉会

《3. 議事》

(1) 協議事項

- ① (仮称)越谷市障がい者計画 素案について

6. 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ (仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案
- ・ アンケート調査 速報値

【議事内容】

1. 開会

司 会： ただいまから、平成22年度第2回越谷市障害者施策推進協議会を開会させていただきます。初めに、本日、ご欠席の方をご報告させていただきます。松田繁三委員、深代真吾委員、井ヶ田輝美委員、新美由美子委員、小柳敬委員、宮下昭宣委員からご都合により欠席の旨、連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは、朝

日会長よりごあいさつをお願いいたします。

2. 会長あいさつ

会 長：皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中、施策推進協議会にご参集いただきましてありがとうございます。傍聴の皆さんもありがとうございます。障がい者雇用施策の制度改革の動きを見ますと、まさに12月の頭に障害者自立支援法の改正案が急遽成立いたしました。一つは、障害者制度改革推進会議における全体像としての制度改革の動きと、それと別次元で障害者自立支援法の改正案が出てきたということで、目的は一致するところも多いのではないかと思います。実際にその議論を受けて地域で、すなわち、私たちのように越谷市で障がい者施策全体を協議する立場において、正直、見通しが立たない状況だと思っております。そういう中で、このままいきますと平成24年と25年に障害者自立法改正法案と、もう一つは、新しい障害者総合福祉法(仮称)の、二つ山が来るということで、当事者の方のもとより関係者、また行政の窓口の方にとっても、この大きな山をどういうふうに越えるかということは、直近の課題として避け難いという印象を持っています。そういう状況ではありますが、国の大きな動きは動きとして、地域で障がいのある方の施策を推進していくという点では、衆目の一致するところだと思いますので、今日もそのような観点から大きな制度改革の動きに留意しながら、この越谷での障がい者施策の在り方について忌憚のないご意見をいただき、また、情報交換、意見交換をすることで、この施策推進協議会のミッション、役割を担ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

司 会：ありがとうございます。それでは、協議に入る前に、本日の資料等の確認をさせていただきます。委員の皆さまには事前に(仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度)の素案をお配りさせていただいております。この素案につきましては、(仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度)素案という表紙がついております。計画の基本的な考え方、第Ⅱ編の施策、第Ⅲ編、計画の推進に向けての3編からなっております。また、この他に本日の会議の次第、アンケート調査の速報値をお手元にお配りしておりますが、ございますでしょうか。次に、今日いらっしゃいます傍聴者の皆さまにお願ひがござひます。本日、お配りしております資料につきましては、会議の終了後、回収をさせていただきますので、退室の際には必ず職員にお渡しくださひますようお願ひをいたします。それでは、これより議事に入りますが、議事の

進行につきましては、条例第4条第3号の規定によりまして、朝日会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

3. 議事

議長： それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。議事に入る前に、12月11日に本協議会委員さんの中から有志の方がお集まりいただきまして、勉強会が開催されました。その勉強会で出された意見をまとめたものを今日の協議会で配布していただきたいということで、発起人の委員さんから資料をお預かりしております。この資料について、委員さん及び傍聴者の皆さま方に配布してよいか、委員の皆さま方に伺いたいと思いますが、特にご異存はないでしょうか。それでは、お預かりしている資料を事務局からお配りしたいと思います。

事務局： 《各委員および傍聴者に意見書を配布》

議長： それでは、発起人となられた委員さんからは必要に応じて、これに基づいたご発言をいただきたいということで、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、「(仮称)越谷市障がい者計画 素案について」となっております。まず、本日の会議と次の1月に予定されている会議、2回を用いまして、少し時間をかけて素案についてのご意見をいただきたいと思っております。初めにお断りしておきますが、今日、全てを議論するのは時間的に厳しいと思いますので、次回にかけて議論させていただいて、また必要に応じて事務局からお話をさせていただくというような形で考えておりますので、場合によっては、時間がまいりましたら一端切りのいいところで終了させていただくことをご理解いただきたいと思います。2回にわたって素案を議論したいということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、全体像を含めながら事務局から順次ご説明をしていただきたいと思います。

委員： すみません。

議長： お願いたします。

委員： 審議に入る前に、まず、この膨大な資料が送られてきたのが金曜日で、読み切れませんでした。土日に勤めている所でイベントがありまして、ほとんど見切れていないが、ほかの委員さんは見切れているのかというのと、見切れていない中で話をするというのは、すごく難しいと思います。それで他の委員さんにも意見を聞きたいと思うのですが。

議長： ありがとうございます。議事の進行に関わる前提としての課題ということで挙げていただきましたが、他の委員さんはいかがでしょう。

委員： 確かに私もまだ来ない、まだ来ないという中で、やっとポストに投函されていたのを見たのは土曜日の朝で、障がいを持った子どもを育てながら、本当に自分が目を通したいところしか熟読してないのが本音で、今回のこの資料をおつくりになられている担当の方々が、いかに多忙な中、資料をつくり上げて、私たち委員のもとに配布していただいたかというのは重々承知なのですが、私の頭の中には、資料の1～2行ぐらいしか頭に入ってないので、そこがとても不安です。なので、次回からは、余裕を持った資料の送付をお願いしたいと思います。

議長： ありがとうございます。

委員： 同じような意見ですが、私は金曜日の夜に帰ってきたらポストに入っていたという状況で。私も、障がいを持った娘がおりまして、一人で留守番や待っていることができません。土日はそれなりの予定もありましたし、土曜日の午後に読んだのですが、やはり読み切れてないという部分があります。では、時間があつたら読めるかどうかと言われても、私の力では不足なのかと思う部分もあるのですが。今回と来月で2回素案を推敲することに関しても、この資料が送られてきた日数、読み切れなかったという事実を考えると少ないのではないかと思います。前回の新越谷市障がい者計画の策定の期間が、プランの中に書かれていますが、もう少し見直しであっても時間が取られていたと思います。3月までに絶対作成しなければならないということもあるのかもしれませんが、市は、そう思っていらっしゃるのかしれませんが、場合によってはそれが年度を越えるようなことになっても、よくしてほしいと思っています。

議長： ありがとうございます。ほかに関連するご発言等、ございますか。それでは、事務局からまず2点。一つは、資料はもちろんできるだけ早く送付していただきたいということは、前回も確認されたと思うのですが、今回の手続きにかかる部分のご説明と、そもそも年度内に策定するという目標について、このあたりのタイムスケジュールはいかなものかと。この点について、ご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局： 今、お伺いした意見について答えさせていただきます。庁内の策定委員会でもんだ内容を皆さまのお手元に今回配布している資料に反

映させるのに3日ほどかかってしまいました。そのため、今回、特にお手元に届くのが遅くなってしまったことを申し訳なく思います。次回は、今回と1月の計2回で同じこの資料を使っていただきますので、それ以降、意見等が反映された資料に関しては、できるだけ早くお手元に届くように手配をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それで、この協議会、そして策定委員会等でパブリックコメントの前に最終案を取りまとめて、お話をさせていただくこととなりますが、その最終案については、もう一度、皆さまのお手元に届くように資料を作成します。それは、1月の終わり、もしくは2月の頭になってしまうかもしれませんが、それに向けて早く作成してお送りしたいと思います。皆さまにお話をいただくのは、今回と1月の2回。それと、最終案という形でもう2回、機会がございます。最終案が確定するまでにはこれから4回、お話をさせていただく機会を設けますので、よろしくお願いいたします。それと、策定のスケジュールですが、現在の計画が22年度いっぱいの計画です。ですから、23年度からの新しい計画は、やはり年度内に策定して、新年度から始まるという形でお願ひしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。ほかにご意見等ございますか。それでは、私からご提案とお願いをさせていただきたいと思っております。まず一つ、資料の配布の問題については、後ほど出てきますアンケート調査も当日配布ということで、重要な事項を検討する上では、時間のことは分かっているながらも、やはり余裕がないと厳しいと思っております。かといって、今日は、その資料を事前に十分には読み込めなかったというだけで流会するわけにはいきませんので、誠に恐縮ですが、事務局の皆さんには、一つ一つ、ご説明いただくときにそのことを念頭に置いて、丁寧に分かりやすくご説明をさせていただきたいということです。恐縮でございますが、ご意見いただいた方は、本日についてはそれでご了解をいただきたいと思います。それから、2番目については、障害者基本法の改訂が目前に迫っている中、障がい者計画の位置付けについても、不透明なところもあります。ただ、空白期間が出るということは、こちらの法定計画でございますので難しいため、23年度からスタートせざるを得ない。ただ、あと3カ月しかないというのか、3カ月あると見るのかで、この協議会の回数をどうこうということは、私の一存では申し上げられませんけれども、例えば、時間の設定や、やりとりや、パブリックコメントの効果的な活用等を活用していただいて、ぜひとも23年度スタートという点では、方向性としては委員の皆さまにも一

致していただきたいと思います。しかし、拙速な、かつ形骸的なものにならないよう、事務局も、また関わる私たちもしっかりと確認をしていきたいということで、本日は進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、いまのお話、お願いしたことを前提に、まず事務局からご説明をいただきたいと思います。

【報告事項】(仮称)越谷市障がい者計画策定の経過について

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・アンケート調査 速報値

《補足説明》

- ・身体障がい者の方1,983件、知的障がい者の方327件、精神障がい者の方200件、難病患者の方100件、その他の市民の方に1,500件の5種類、合計4,110件の調査票を9月の中旬に発送した。
- ・回答は2,133件。
- ・最終的な報告書につきましては現在作成中である。
- ・ヒアリングについては、こぼと館の利用団体および施設運営管理に関わるNPO法人の50団体あてに越谷市障がい者計画策定に伴う調査票を送付し、40団体から回答があった。また、ヒアリング希望の17団体に対して、10月にヒアリングを実施し、より具体的なご意見を伺った。
- ・(仮称)越谷市障がい者計画検討資料をもとに、庁内の専門部会におきまして、素案の作成に向けた協議を2回実施した。これと並行して11月の下旬には、庁内各課に障がい者に対する取り組み状況調査を行い、12月14日に第3回専門部会、20日に第2回庁内策定委員会を実施し、これらの会議での協議内容をもとに、本日配布した素案を作成した。
- ・2月上旬よりパブリックコメントを実施予定。
- ・関係法令が改正されることにより、障がい者計画にも影響する部分があるため、現在、計画のどの部分に影響があるかについて分析を進めている。

【協議事項】(仮称)越谷市障がい者計画素案について

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・(仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案

《補足説明》

- ・第I編の計画の基本的な考え方では、計画の策定の趣旨、計画

期間、障がい者の現状、計画の課題、基本方向、基本理念、目標、基本方針を記載している。

・第Ⅱ編では、施策をどういった形で運営していくのかを記載している。

・第Ⅲ編の計画の推進に向けてでは、今後、計画を推進するにあたって、どういった形で推進体制を整備していくかということについて触れている。

議長： ありがとうございます。今ご説明をいただいでご理解いただく方も多いと思いますので、ご質問など含めてご発言をいただきたいと思ひます。お願いします。

委員： 22ページの地域で支えるしくみづくりという中で、自助・共助・公助として、自助と公助は分かるのですが、地域でできることは地域でという部分で、具体的に地域というのは、自治会や近所の人等という意味でしょうか。

議長： ありがとうございます。その1点でよろしいですか。いまの件で関連する質問があればお願いします。

委員： 同じ22ページです。補完性という言葉について、補うという言葉だけだと、最低のことを賄うために、取りあえず自分でやれることをやって、地域でやれることもやって、やれないことを公でやるという意味に取られかねない。障がい者の方が豊かな生活をしていただくためにこういったものが有機的に連携してとか、そのような言葉のほうがよいのではないかと感じます。そうしなければ、行政が、福祉に対して厳しい時代に、公助というのがおざなりにされるという市民の不安が起こるのではないかと感じます。あと、今おっしゃったように地域という言葉は、非常に聞こえは良いですが、非常に危険ですので、今おっしゃったことをきちんと文言に盛り込めるようにしておいたほうが、誤解がないのではないかと思ひます。

議長： この件について、さらによろしいでしょうか。では、質問をお受けしましたので、事務局からご説明をいただきたいと思ひます。

事務局： 22ページの一番下の表で説明をさせていただきます。自助・共助・公助のネットワークという表がありますが、中心に障がい者・家族を位置付け、その上に地域住民という形で大きなくくりがあります。こちらを主に共助の対象となる部分として設定しています。それから、下の枠になりますが、公助ということで相談・調整機関と多様なサービス提供主体ということで考えております。以上です。

議長： 質問いただいた委員の皆さまはいかがでしょう。

委員： 今回のこの工程については、大変分かりやすく整理されていて、前回の福祉計画より整備されていると思いますが、自助・共助・公助については、ずっと前から当然言われてきており、そのネットワークづくりを具体的にどう進めていくかというところをどこの場で議論していったらよいか迷っています。視覚障がい者の側から出た具体的なことを申し上げますと、その自助・共助・公助の部分で機能していないところが、非常に悲惨な結果を生んでいるということがあります。例えば、視覚障がい者で一人暮らしの人が、亡くなった後何日も発見されなかったとか、障害福祉課の窓口に視覚障がいの人が来たが、適切な相談場所があるということを知られずに1年間、同じ病院に行って、病状が悪化し、2年たった今、専門の機関に、相談に来られるということがあります。共助・公助ってというのが、窓口ですら機能してないという状況は、どうしたものかと疑問を持ち続けております。具体的にどう進めていくかが議論すべきことであって、やはりそれが実践されなければ、本当に机上の空論、絵に描いたもちになってしまうので、それをどの時間に議論したらいいか、疑問でありました。いかがでしょうか。

議長： ありがとうございます。今の点について事務局から何かご説明ありますでしょうか。もしなければ、私の解釈も含めてご提案したいと思います。委員さんからも出たご意見を総合しますと、自助・共助・公助の概念自体は、これをどのように計画に出すかといった点で工夫が必要なのかということだと思います。というのは、この概念自体は、関連的なものでありますので、特に異論を改めて出すということはないと思います。個別には、例えば、自分でできることは自分ですると書いてありますが、自分でできることを自分でしたくない方は、たぶんいらっしやらないと思います。それをどの観点から言うかによって、その自助の位置付けとか、意味合が大きく変わってしまう。具体的に支えるしくみづくりというのが、観念論ではなく、どのようにするかというところが必要になってくると思います。それは、I編というよりは、具体的な施策のところ、さらにご議論していくのがよろしいかと思います。ただ、これが観念論として、これからは自助・共助・公助の時代ですよと言うだけでなく、そこで何が必要かということ議論の前提としてご理解いただくことが大事だと思います。そのような観点から必要に応じて、説明をもう少し加えたほうがいい点と、誰が誰の立場でこの補完性や、自助・共助・公助を表すのかという点が非常に重要な問題で、これは障がい者計画でありますので、障がい

ある方が越谷で暮らしていく上で、そして、目的として出されているノーマライゼーション、リハビリテーション、エンパワメントを実現する上での地域でのしくみづくりはなんだということを分かりやすく表現し、解釈をしていくことが大事だと思います。実際の施策に反映する部分は、後ほどさらにご発言いただきたいと思いますが、問題意識としては、今、いただいた内容を共有化していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。では、さらにこの第Ⅰ編につきまして、ご意見ございますでしょうか。

委員： アンケート調査の速報なのですが、これは、数値ばかりで、団体ヒアリングとホームページ上で色々な意見が出ているかと思うのですが、その結果というのは、先ほど事務局の説明があったように、次回、ちゃんとしたものが配られるのかということと、このアンケート調査の回収率が知りたいと思いました。また、今回の件で、基本的な考え方のところ、計画の対象者ということで障がいがない人も含まれているのは、とてもいいことだなと思いました。それと、エンパワメントという言葉が、多用されていますが、その内容を見ますと、どうしても当事者というのが、少し薄れているようなところも見受けられました。

議長： それでは、質問の部分について事務局からお答えしていただいでよろしいでしょうか。

事務局： まず、アンケート調査の回収率ですが、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、市民に対して総数4,110件お送りいたしまして、有効回答数が2,133件、率にいたしまして、51.9%の回収率となっております。また、今回お配りしたのは速報値ですが、現在まとめているところですが、かなり大量なものになってしまうので、出し方を考えたいと思っております。エンパワメントという部分ですけれども、この考え方といたしましては、障がいをお持ちの方、当事者だけではなく、先ほどの22ページの自助・共助・公助、こういった部分で支え合っていく中で、当事者の方の能力を引き出すという形でご自分でできること、周りで支えていくこと、そういったことも含めてエンパワメントというような表現を用いさせていただいております。

議長： ありがとうございます。

委員： 今、エンパワメントの部分についてご説明いただきましたので、確認をしていただきたいということで提案したいと思っております。27ページの施策の体系をご覧いただきたいのですが、事務局からご説明いただ

いたように、視点としてノーマライゼーション、リハビリテーションに、今回、エンパワメントを加えるということで、それらを受けてそれぞれの目標が、1、2、3というふうに掲げられております。これは、必ずしも目標1が全てリハビリテーション、目標2が全てエンパワメント、目標3が全てノーマライゼーションということではないと理解しておりますが、エンパワメントの理解のところで、特に目標の2、当事者の能力を引きだし自立した生活を目指すというところに関連が強いような印象で説明を受けましたので、見解を述べさせていただきたいと思えます。エンパワメントは、本来、障がいの当事者の方たちが、今までは、その能力をうまく発揮できなかったり、主張できなかった、そういう抑圧されていた部分を開放して、その人の持っている力を供出していただくということなので、この文脈でいう能力を引き出すということと、少しニュアンスが違うと思えます。ただ、今、エンパワメントという言葉はそのような感じで一人歩きしてしまっている感じがあります。23ページのところに説明がありますが、こちらは、社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで利用者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようにするというところで、本来的なエンパワメントに近いと思えますので、そのところから就労支援に直接エンパワメントに結び付けるのはどうかと思えます。そのような意図はないのかもしれませんが、誤解がないエンパワメントという視点を徹底した上で、目標と結び付けていく表現が必要だと思えますので、先ほどのこの文章からいくと、エンパワメントがそのまま能力を引き出す。そして、それが雇用・就労の確保や、生活支援サービスの充実であるような印象を受けるので、このあたりは、委員会としては、そのように理解していただくとういのではないかと思います。

議長： さらにいかがでしょうか。

委員： 最初のところを読んでいて、ずっと引っ掛かってしまったのが、リハビリテーションなのですが、リハビリテーションそのものを否定するわけでもなく、姿勢としてはこれでよいと思うのですが。リハビリテーションの説明の中に全人間的な復権という言葉が書いてあったのですが、復権というところに少し引っ掛かりました。また、24ページにも人間らしく生きる権利の回復を目指す、回復という言葉が書かれていることに関して、非常に違和感を持ったというのが正直なところです。なぜ違和感があるのかと考えると、私は自分の娘をもって

しか分からない部分もありますが、生まれもつての障がいを持ち、生きてきたわけです。色々な支援を受けながら、育ち大きくなってきたわけです。リハビリテーションというものを考えたときに、娘は一生リハビリの生活かというふうに考えてしまうような表現だと思いました。やはり、障がいがあるままの、もちろん自分で努力すべきことは努力しなければならないところはありますが、その人が持っている力を十分に発揮できる社会ということを考えてときに、この権利の回復という言葉は、ちょっと違うのかなと思います。

議長： ありがとうございます。今のご発言に関連して、何か委員の皆さま方から意見やコメント等ありますでしょうか。

委員： 私事で大変恐縮なのですが、5歳の息子が自閉症の知的障がいです。地域で地域住民が相談なり、支えてくださる、見守ってくださるところに戻ってしまうのですが、自閉症という障がいは、一見するとちょっとおかしい子、言葉がしゃべれない、ちょっと変な、奇怪な行動を取る、でも、普通の子っぽいみたいな、結構曖昧な理解し難い素行をとります。奇声を発したりすることから、頭もおかしいということで、同じマンションに住む子どもたちからたくさんの嫌がらせを受けました。そのマンションの自治会さんもちょっとおかしかったのですが、障がいを持っているのだから仕方がないのではといった対応でした。そこから始まった話で、北部出張所にある障害者支援相談センターのような所があり、そこにも相談に行きました。私が、今うつの薬を飲んでいるのですが、そのマンションのごみ焼却場にごみを捨てたところ、マンションの住民の方が、ごみの中身を見て、私がうつの薬を飲んでいたり、子どもがみのり学園、そういう障がい児通園施設に通っているってことを知って、それで嫌がらせがエスカレートして、ロケット花火が飛んできたり、子どもを自転車で学校に送ろうとしても、毎日のように自転車がパンクしている。直しても、毎日パンクしているとか、帰ってくると、ドアノブにガムがべったりくっついていたりとか、そういうことを相談しました。そうしたら、その北部出張所の相談員の方は、「うつの薬飲んでいるんですね。妄想なんじゃないですか」と言われました。マンションの自治会や地域の方には相談しても、子どもも私も行き詰まってしまうと思い、転居することにしました。転居することによって、自分たちは、今の生活を確保することができ、今のマンションに移り住んで、2年目なのですが、今のところ平和な生活をしています。でも、今のマンションは自治会にも入っていませんし、かといって、もし何かあったときは、ま

たそういう。今は、児童福祉課のケースワーカーに頼りっぱなしなのですが、ケースワーカーの方がとても熱心に動いてくださるので、心強いですが。今、自分の子どもがこれから進んで行く道の中で関係するところというのが、来年年長なので、その次の年に就学することになります。その相談先っていうのが、これは、今この場で発言していいのか、よく分からないのですが、基本方針の3番の教育・育成の充実の中のこの振り分けの中の2番に該当する就学前の教育と保育の充実、それから4番、相談の充実なのですが、療育手帳で子どもは㊤の最重度の判定が出ているのですけれども、みのり学園に通っていると、年長に上がる頃に就学相談があります。教育センターに行って、相談に乗っていただけるんですけども、私の中では、もう年長さんまで待ってられない。少しでも多くのことを知識として、情報として提供していただきたいと思い、年中の夏から教育センターのほうに問い合わせ、相談に乗ってくださいということで出向いています。そこで少し疑問に思ったのが、就学先は、自分の発言をすることはできないので、親が決めるわけです。その親が決めるべき道標をつくってくださるのが、教育センターの担当者だと思うのですが、療育手帳が、うちの子は㊤ですと告げたところで、特別支援学校支援になりますね。そこで親の意見なく、もうそこなんですよと告げられました。小学校も特殊学級があるとか、ないとか、そこまで考えていますかという発言の前に、もう支援、そこで終了。そういう現実があるっていうことも、この場を借りてちょっと発言したかったんです。長くなりまして、申し訳ありません。

議長： ありがとうございます。ご自身の体験を踏まえてのご発言ということで、具体的には主要施策のところに入りますので、また、今のご発言の趣旨を確認しながら、第Ⅱ編でさらに深めていきたいということで、その前編となる基本的な相談・支援の在り方や、教育相談のありようについてのご意見ということで、受け止めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。さらにいかがでしょうか。

委員： 文言的なことで、気になったことだけ申し上げたいと思います。資料ページとの絡みで申し上げたいと思っております。まず、1点目がアンケート調査速報値ということで、さっと見たのですが、それはそれといたしまして、あと、インタビューもおやりになったように聞いておりますが、そちらのほうは結構重要なのではないかなと思いますので、次回は、ぜひそちらの数値をお示しいただければと思います。もう1点、前回は、実施したことに対する総括ということで、各課の

コメントをいただけるように聞いておりましたがそれがなかったの
で、何を踏まえて、何を反省にして、この検討がされているのかとい
うことが、非常に見えにくいと思いますので、そちらも次回までには
そろえていただけるとより深い議論ができると思います。それから、
細かい話ですが、5ページ目のところをお開きいただきますと、障が
い者計画の対象者ということで図が描いてございまして、一番下に障
がいのない人という書き方がされております。これは、非常に深い意
味をお持ちになってるように思うのですが、ただ、この障がい者計画
の中で障がいのない人というふうに書いてしまうと、「え、なんな
の?」というようになってしまいますので、これは、言葉を足された
ほうがいいのではないかと思います。社会的に不当な差別を受けてい
る方をこういった形で何らかの支援をしたいという思いだと思います
が、こちらへんはきちんと言葉を添えられるといいのではないかと
思います。また、12ページをご覧くださいますと、障がい者の部位の
個別のところをご覧くださいますが、障がい部位個別ということで、7級ま
で書いております。身体障がい者の方の肢体不自由の方の場合は、7
級の部位が2カ所以上あると6級になるというのがございしますが、こ
れが公式的な報告事項の中で、書く必要があるのかどうかということ
については、ご検討いただいたほうがいいのではないのかと思います。
それから、もう一つ、19ページのところで、他のところもそうなの
ですが、調査結果については急に、唐突にこのように書くという書式も
あるのかもしれませんが、状況によってはこういう調査をやったとい
うのをどこかに書いておいたほうがよいのではないのでしょうか。特に
身体障がいの方が、第1位は特に困っていることはない、27.4%と書
いてありますが、これは非常にこの調査の仕方が難しいのですが、他
に項目がないと思ったからいいのか、どうなのか。逆に言うと、うま
く言えないけれども、その他のところで書いているのかどうかとか、
本当に困っていることが身体障がい者の方だけは、断トツでないのか
という、数値はその通りなのでしょうけれど、どうなのかなという
のがあるので、書式とかそういったあたりについては、ご検討いただ
いたほうがいいのではないのかと思います。次に20ページですが、こ
れも色々と国の調査等で課題になっていることなのですが、特に知的
障がいの方を挙げましたときに、これはどなたに調査をしたのかとい
うのを分けて書かないと、親が亡くなったあとの生活支援については、
親に聞いたのか、ご本人に聞いたのかをどこにも書いていない書き方
というのはどうなのかと思います。最後に22ページにつきましては、

くどいようですが、補完性の原則という言葉、生活保護のほうで基本的な最低の生活に達するには、これを補うという、そういった部分があるという狭いイメージがございますので、この補完性という言葉がいいのかはご検討いただいたほうがいいのではないのかと思っております。少し細かい文言のところですが、やはり検討するための資料であるとか、文言等については、検討したほうがいいのではないかなということで、時間の関係もございますので、これ以上、あまりつづいた議論はできにくいかと思っておりますが、気になったところだけ申し上げます。以上でございます。

議長： ありがとうございます。一つ一つについては事務局からご説明はいただきませんが、これから更にこの障がい者計画をよりよいものにしていくための課題提起ということでご検討いただければと思います。それでは、第Ⅰ編について了解ということでは決してないと思いますので、まず、第一弾として、気が付いた範囲の中でご発言いただいたことにさせていただければと思います。その上で、第Ⅱ編のところまでは、少し入っていきなと思いますので、そちらについて事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしく願います。

事務局： 《資料に基づき説明》

・(仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案

《補足説明》

・34ページの一番下にある注釈の中で、「関係団体等ヒアリング調査について、16団体に対して調査を行っている」とあるが、17団体の間違いのため訂正する。

・主な事業として、表の枠だけを記載したものがあるが、この表については、現在、担当課と入れ込める数値等について、調整をしているところである。入れ込める数値については、順次入れ込んでいきたいと考えている。

議長： 第Ⅱ編は、施策にかかる部分ですので、全部で7章ということで、大変ボリュームがある資料および説明になっています。まず、このような形で整理していきなと思います。第Ⅱ編の施策、1章から7章までの全体の位置付け、置き方等、全体の構成について、ご意見があればいただきたいと思っております。その後、順次見ていったほうが良いかと思っておりますので、今日、時間が許す限り、第1章、啓発・広報の推進ではいかがでしょうかという形で投げかけていきたいと思っておりますので、まず、第Ⅱ編の施策全体に関わる部分でご意見やご質問あります

でしょうか。はい、お願いします。

委員：今、1章からずっと最後まで見てきたのですが、私もこの資料はざっとしか見ておりません。ですが、この中で全ての章の基本原理にならなければいけないのは、まず、障がい者の人権擁護というものがなくてはいけないと思っています。これなくしては、全ての施策があまり輝いてこないかなというように考えます。人権の擁護というのが、言葉として出てくるのがとても遅く、第6章によようやく出てきます。99ページの下に、「障がい者の権利擁護については、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の実施など進展が見られますが、今後、権利擁護はますます重要な課題になっており、さらに各事業の普及・充実に努める必要があります」とありますが、事業の普及・充実に比べて、この理念の普及・啓発が一番重要なポイントになってくると思いますので、各施策に関しましては、そこを基本にお願いしたいと思います。それから、こうした障がい者計画のまず一番の基本は、憲法第13条、全文は覚えておりませんが、多分、幸福追求権だったと思います。全ての国民は、幸福を追求する権利があるといったような内容だったように記憶しております。ですので、障がいがあっても幸福を追求する権利はあるわけですから、取り立てていえば、保健・医療の充実は、43ページにわりと軽く、人ごとのように、「障がいの重度化、重複化と障がい者の高齢化が進んでいることから、障がい者の健康への不安が増しており、きめ細かな保健サービスの推進が求められています」とさらっと書いてあるのですが、そんな状況じゃないんです、現実には、本当にもっと切羽詰まっています。それは、何十年も前から、分かっていたことだと思います。ここに来て推進が求められているのではなく、推進を実行しなくてはいけない段階に来ているので、その辺のところの推進協議会ですから、推進するための協議を具体的にやっていただきたいので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長：ありがとうございます。全体に関わる、また、この施策の前提となる部分についてのご発言だったと思います。関連するご意見、ご発言等ありますでしょうか。今のご発言の前段の部分は、もしかすると先ほど第I編のところで、権利回復としてのリハビリテーションという説明に対する違和感というような発言がありましたが、中途の障がい者が生まれてきたということは別にして、本来、人としてあるべき、行使されるべき権利を回復させていくということは、確かに障がい者施策の今日的課題だと思いますので、それは、何らかの支援がなければ難しい、すなわち、人権擁護であり、権利擁護というところは、あ

る意味、エンパワメントと同様、それ以上に重要な項目になってくるかもしれませんので、今のご意見は、施策の頭のところで反映させていくという部分と、そもそも第Ⅰ編のところで確認をしていくという両方の側面からご検討いただけるといいのではないかと思います。それから、保健・医療の充実については、たまたま別の委員会で、大変印象深い発言を記憶しておりまして、歯科診療をするときに全身麻酔をしなければいけない自閉的な障がいがあるお子さんへの対応という点で、非常にその機会も、受け止めていただく機関も限られている。そういう中で、基本的な権利であるきちっとした医療を受ける。それすら障がいがあると、様々な理由によって排除されたり、断られたり、非常にリスクが高い生活をせざるを得ないというお話をされたのが大変印象深くて、そういったことも保健・医療としての充実なのか、もっと基本的な医療を受ける権利の獲得なのか、こういった観点からの確認ということも、とても大事なことではないかと、お話を伺って感じました。そのほか、全体像はよろしいでしょうか。そうしましたら、各論に入っていきたいと思います。第1章の啓発・広報の推進でございますけれども、この点についてご意見をちょうだいしたいと思います。

委員： 31ページの最初のところですが、「今後は協働という考えのもと、地域ぐるみで障がい者支援のネットワークづくりに取り組むということが必要」と書いてありますが、それを具体的に、例えば、ネットワークのどこに持って行くとか、どういうふうにするのかとかいうことをもう少し具体的な案件なり、提案されるものがあつたらもっと分かりやすいかなと思います。いわゆるネットワークということならば、これをどこに持って行って、どこを中心に動いてくれるのかを入れてくればもっと分かりやすいかなという気がします。以上です。

議長： ありがとうございます。32ページの4. 地域ネットワークの形成のところ、もちろんネットワーク化であったり、推進という言葉が書かれています。それを具体化する拠点であったり、その方法論についても提示していくべきではないかというご意見だったと思います。さらにいかがでしょうか。

委員： 細かいところなのですが、34ページで上から3行目。「今後、障がい者に係る理念の周知を図るとともに」とありますけれども、「障がい者に係る理念」というのは多分ないので、「障がい者施策」や、「障がい者福祉に係る理念」という形にしないとおかしいのではないかと思いますので、これもお願いをしたいと思います。

委員： 33ページにアンケート結果ということで唐突にありますが、こういった書き方がいいのか、間にもっと言葉を入れる方がいいのか、少し唐突に見えるので、変えた方がいいと思います。また、34ページでヒアリング結果から見られる傾向ということで、このあたりもちよっと言葉を直した方がいいのではないかと感じております。それから、38ページの国際化の推進ということで、国際化ということで何を言っているのかと思ったら、文化の紹介ということで、国際化ということ、もっと海外の障がい者の人をこちらにお呼びするとか、途上国の人をこちらで研修していただくとか、そういったこともあるのかなと思うので、この表記が果たして過剰に見えてしまうのではないかと感じます。それから、39ページ。民生委員・児童委員への働きかけということで、働きかけというといかにもこの方々がやっていないように見られかねないので、すごく失礼になるのではないかと思います。逆にいうと、本当に民生委員さん、児童委員さんの存在って非常に大きいので、この方々と協力してやっていきましょうよといった内容の、もっと下の社協には連携の強化と書いてあるのに、民生委員さんに対しては働きかけと書いてあるので、失礼になるのではないかと思いますので、このあたりの言葉は、チェックしていただいたほうが良いと思います。

議長： ありがとうございます。ご発言の中で、34ページのヒアリング結果から読み取れる傾向の表現などに注意した方がいいというのは、具体的にはどのように対応すればよろしいでしょうか。

委員： だから、読み取れた傾向とか、読み取れた課題とか。

議長： こちらのほうですね。

委員： ということです。それから、検討すべき事項というか、上のタイトルと四角囲いの中が全然合っていないような気がいたしますので、そのあたりについて、チェックしていただいた方がいいかと思いました。

議長： ありがとうございます。表題と内容との一致を図るということと、それから調査結果やデータが非常に重要なこととなりますけれども、それが唐突にこうだって投げかけられても、それを導入したり、解釈をする説明がもう少し丁寧にあった方がいいのではないかと。でないと、その数値だけでどうだっていう形で投げかけるような印象を与えるのではないかと。国際のところは、特に障がいの関連というよりは、むしろ、ご担当は、秘書課さんのほうなので、国際交流員や多文化共生推進員が講座を開催されているわけですけれども、そこに障がいのある方が、参加しやすいような工夫やバ

リアフリー化を進めるという理解でよろしいでしょうか。特に障がいの分野における国際交流というよりは、市全体の国際交流に障がいのある方が参加しやすいようにということでもよろしいでしょうか。であるならば、そのような表現のほうが間違いないということですね。さらにいかがでしょうか。お願いします。

委員： 39ページの市民との協働による地域福祉の推進というところの地区イベントを通じた交流機会の促進ということが書いてありますが、これは具体的には、例えば、今年であればどのようなことを行ったのかを質問させていただきます。もう一つは、41ページの地域包括ケアネットワーク化の促進のところの地域包括支援センターと書いてありますが、具体的にはどこにあるのでしょうか。

議長： ありがとうございます。2点、ご質問ということなので、事務局からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。地区イベントについて、具体的には何かということと、地域包括支援センター。介護保険との関連ではあると思いますが、具体的に、分かるようにということだと思います。

事務局： ただいまありました、地区イベントを通じた交流機会の促進の中で、具体的にどのようなことがあったかということでしたが、地区センター等で行事を行うときに、障がい者の方をご招待したり、障がい者の方に対して意見を聞いたりといった活動があったぐらいで、大きなイベントとしては、まだ行っておりません。今後、イベントを地域で拡大していこうと考えております。また、41ページの地域包括支援センターについてですが、これは、市役所の高齢介護課の中にある地域包括支援センターのことで、ここでいろんな相談を受けているところでございます。以上でございます。

議長： それでは、地域包括総合支援センターということでしょうか。地域の支援センターではなく、役所の中の。

事務局： すみません。市内の地区、11カ所を含めた。

議長： 全てのですね。全ての地域包括支援センター、あるいは市役所の地域包括総合支援センターを含めたところで、本来は、高齢者介護予防等を想定したものでありますけれども、そこで障がいのある方への対応も連携して支援につなげていこうと。こういう理解でよろしいでしょうか。さらにいかがでしょうか。お願いします。

委員： 先ほど、質問が出た件等に関係してなのですが、この障がい者計画に対しては、市が行ったものを対象に取り上げているということをお聞きしたのでありますが、それ以外に、自治体とか、様々なところ

ろで障がいをもった団体が、祭りやイベントに参加している地域等があります。そういったものを、市が行ったものに限らず、吸い上げていってほしいと思うのですが、そういったところはどうお考えになっているのかと思いました。

議長： ありがとうございます。このタイトルは、市民との協働による地域福祉の推進になっておりますので、協働という意味では、もちろん市役所が協力し、関与されているところもあると思うのですが、それ以外に市民独自の、しかし、この目的を果たすような、そういうものについての把握なり、計画への位置付けというところでは、何かお考えございますか。

事務局： 市民との協働による地域福祉の推進という形で謳っておりますが、あくまでも市と市民という形で、市が主体となつて行える事業をこの計画に盛り込んでいるという状況です。地域で独自に行われる事業等は、全てを市が把握するというのは、実際はかなり難しいことも多く、なかなか情報を全部持っているとは言い切れないということもございます。13地区にありますコミュニティ推進協議会などが中心で行っているイベント等は、庁内でいいますと、地域活動推進課が主管となつて事業等把握しておりますが、そちらはそちらで各地区のコミュニティ推進協議会の事業報告という形で別に出ていたりしますので、それをも含むというのは、今のところ、できないと、そういう状態になっています。

議長： ありがとうございます。いかがでしょうか。例えば、40ページのところでNPO等民間団体との協働というところにも関わると思うのですが、確かに具体的に全て把握して、特定は難しいというのは行政の立場として分かるのですが、例えば、そこまで書き込まなくても、これまで行われてきたものを幾つか例示し、それらを含めて具体的な連携方法として、民間が行う障がい者福祉に関するさまざまな取り組みなどの周知に協力をしていく等、そういった書き込みは十分にできるし、それがあつたほうが協働の部分が生きてくるのではないかと思います。意見として伺って、私もそう感じますので、ご検討いただければと思います。大変申し訳ございません。第Ⅱ編の第1章ということになりましたが、冒頭お話しさせていただいたように、今日は、前提の資料配付のこともありましたので、当然、今日だけで決着することとは考えておりませんので、一度、ここで集約させていただきまして、残りの部分の説明を、今日のうちにお問い合わせするということでしょうか。

事務局： 《資料に基づき説明》

・(仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案

《補足説明》

・アンケート調査において、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために越谷市にとって重要なこととして、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「建物や交通機関、道路など障がい者に配慮したまちづくりの推進」などの幅広い分野でのニーズが数多くあった。障がい者施策は福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって、施策を推進していく必要がある。これらのことから、本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保や、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化などの推進体制の整備が必要であることを示している。

議長： 先ほど、第Ⅱ編の協議の途中で中断する形で、第Ⅲ編を説明していただきましたので、第Ⅲ編そのものの議論は後ほどにさせていただくこととして、今の説明に対するご質問という範囲の中ではいかがでしょうか。委員の皆さま方からのご発言をお願いしたいと思います。お願いします。

委員： 説明に対してではないのですが、先ほど、この会議は、障がい者施策を推進して協議している会議だとおっしゃっていました。131ページの(4)の推進体制の充実というところで、この協議会の設置のことが書かれていますが、この下から2行目で、「意見を聴取する場」と書かれています。以前の障がい者計画と比べましたら、一番下から4行目の「本協議会は…」というところから、今回、新しく付け加えられているのですが、意見を聴取する場ではなく、協議をしていく場だと思います。今までのことに対しても、推進協議会自体が、少し軽んじて、あまり重きを置かれてないような気がしました。以上です。

議長： ありがとうございます。中身のほうにも入っていただいたご意見だと思いますが、そもそもこの第Ⅲ編の計画の推進に向けてのこの協議会の設置、あるいは、その意義にかかるご意見だったと思いますので、当然、これについてはさらに深めていきたいと思いますので、今日、ご説明をいただいた範囲でお出ししていただいた意見ということで、受け止めておきたいと思います。さらにいかがでしょうか。ここは、枚数も少ないので、説明に対する質問といっても難しいところもありますし、実際には第Ⅰ編、第Ⅱ編で確認されたものを具体的に推進していく体制や在り方を明示するところでもありますので、当然、第Ⅰ編、

第Ⅱ編の議論が十分にされた後、さらにご意見をいただくということで確認させていただきたいと思います。今日の段階では事務局から第Ⅲ編についてもご説明をいただいたということでよろしいでしょうか。それでは、この素案についての協議は途中段階でありますけれども、時間がまいりましたので、今日の議長の役については、以上とさせていただきます。先ほどの12月11日の勉強会で出された意見の論点整理の資料で、不足分がありました。申し訳ございません。それをお帰りになるまでに皆さま方にお届けいたしますので、ご了解いただきたいと思います。それでは、予定されていた議事で、今日、議論できる部分については、私の役をおろさせていただきます。はい、どうぞ。

委員： すみません。最後に申し訳ありません。アンケート調査の結果というのは、やはり今回の障がい者計画を審議していく上でとても大切なものになると思うんです。アンケート調査の結果がどう生かされているかというのも、私たちがちゃんと見ていかないといけないと思いますので、膨大なものになってしまっても構わないので、ぜひ結果を出してください。それと、前回の会議の中で進捗状況の評価をもっと分かりやすくということを出すということだったので、次回の会議には必ず出してほしいと思います。

議長： ありがとうございます。すみません。この点について、事務局から。1点がアンケート調査の自由記述も含めた全体像の提示と、それと、もう一つ、現行計画の進捗状況の各主管課での評価というか、それについての資料、その二つについていかがでしょうか。

事務局： 次回に間に合うように資料として送付させていただきます。よろしくをお願いします。

議長： 両方ともということで。

事務局： はい。

議長： ありがとうございます。それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

5. 閉会

司会： 長時間にわたり、ご審議を賜りありがとうございます。それでは、最後に星野副会長から閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

副会長： 皆さま、本当にお疲れ様でした。熱い議論をありがとうございました。本当に、かなりタイトだと思います。こんなきつい思いをしたのは久しぶりでございます。ただ、改めて本当に申し上げたいのは、事

事務局が悪いとか、そういう世知辛い議論をするつもりはございません。ただ、たかが計画かもしれませんが、されど計画で、一步でも前進したものをつくるためには、やはりしっかりとした反省と調査を踏まえ、どういうプロセスでやってきたのかということだけは、このメンバーが胸を張って言えるようなものにしておかないと、ただでさえ、この計画というのは、言葉が一人歩きします。そういったことを考えると、やはりしっかりとしたプロセスを経ることが必要なのかなということを考えます。最後のほうで気になったのは、地元でやっている活動というのはいっぱいあるわけで、それと行政機関とがどうリンクするのかが非常に大切で、役所がやれることは限られておりますので、当事者の方々を含めてやっている活動が、どれだけ素晴らしく、どれだけ意義があるのかということ踏まえつつ、それにどうやってお役に立てるのかということをしかりと踏まえた形で議論をしていかないと、自助・共助・公助というのが、非常にむなしいものになってしまうのではないかと思います。逆にいうと、言葉が非常にむなしい言葉になるのではないかと思います。文言や、整理等を含めて、まだまだやっていなければいけないものがあるのだろうなということ。先ほど、重箱の隅をつつくようなことを言ってしまいましたが、そういったところを含めて、かなり大変な作業になろうかと思いますが、これからも皆さまと頑張っていけたらと願っております。以上です。本当にお疲れさまでございました。

司 会： ありがとうございます。以上で、越谷市障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございます。

以上